

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2012-11

.....

ハイライト:

特許法院2012. 8. 23. 宣告2012HE02197登録取消(上)判決	1
韓国製薬会社、神経障害性疼痛の治療薬、特許紛争で敗訴	2
双竜マテリアル、日本の競争会社との特許紛争で勝訴	2
ウェアラブルコンピュータの特許出願動向	3
性能が100倍向上したフレキシブルディスプレイ素子の開発	4
特許庁、世界で初めて特許生物資源のデータベースを構築	4



大法院判例

特許法院2012. 8. 23. 宣告2012HE02197登録取消(上)判決

[判示事項]

商標法上、サービス標の使用は有償でサービスを提供する行為または有償行為に付随する行為でなければならないかどうか(積極)

[判決要旨]

商標法第2条第1項第2号は、「サービス標」とは、サービス業を営為する者が自身のサービス業を他人のサービス業と識別されるようにするために使用する標章をいうと規定しているだけで、このようなサービス標の登録を受けて使用することができる「サービス業」の定義に関しては、商標法に何ら規定を置いていないので、商標法の関連規定を体系的に検討し、上記「サービス業」の意味を確定するしかない。ところが、商標法第2条第1項第5号は、業務標章を営利を目的としない業務を営為する者が、その業務を表

象するために使用する標章であると規定しているが(これは、先進国の法制で殆ど見られない韓国独特の制度である)、サービス標が営利を目的としない業務も表象できるのであれば、商標法第2条第1項第2号に規定されたサービス標と別に業務標章を規定する必要がない。にもかかわらず、商標法が上記のように業務標章を別に規定しているのは、サービス標が営利を目的とするサービス業のみを表象し、営利を目的としない業務は表象していないと解釈するのが論理的である。従って、商標法上、サービス標の登録を受けて使用できるサービス業は、他人の利益のためにサービスを提供し、その代価を受けて、自分の収入とすることを業とすることを言うて見なければならない。一方、非営利団体も、付随的に営利活動を行う場合は、その営利活動に関して、サービス標を登録することができるが、このように非営利団体がサービス標の登録をすることができるからといって、商標法上の上記サービス業に無償でサービスを提供する業まで含まれると見る根拠にはならない。従って、サービス標権者が無償でサービスを提供しつつ、自身のサービス標を使用したことは、商標法が定めたサービス標の使用には該当しない。

[参照条文]

商標法第2条第1項第2号、第5号、第7号、第3項、第73条第1項第3号

[参照判例]

大法院2011HU1029判決

紛争

韓国製薬会社、神経障害性疼痛の治療薬、特許紛争で敗訴

BCWP等韓国の製薬会社3社が、ファイザーとの特許紛争で敗訴した。これによって、ジェネリック製品の市場地位縮小が予想される。

業界によると、特許審判院は、CJ第一製糖、SAMIL製薬、BCWP等がファイザーを相手に提起した「リリカ」の特許無効訴訟で原告敗訴の審決を下した。リリカは、神経障害性疼痛やてんかん等の治療に使用する薬物であって、韓国で年間400億ウォン程度の売り上げを上げている。

ファイザー側は、リリカの疼痛治療に対する用途特許が2017年8月まで有効であると主張してきたが、韓国の26のメーカーは、今年初めにリリカのジェネリックの発売を強行した。

また、CJ第一製糖等3社が用途特許を認めることができないうとして特許無効審判を提起したが、特許審判院はファイザーに軍配を上げた。

上級法院で異なる判決が下されない限り、リリカは2017年8月14日まで用途特許の保護を受けることになった。リリカのジェネリックは、用途特許の存続期間中は「てんかん発作補助剤」としてのみ使用でき、疼痛適応症には使用できないという話である。ジェネリック製品の売り上げに打撃が予想される。

韓国メーカーの立場では、ジェネリック市場の撤回可否も検討しなければならない状況である。これと関連して、ファイザーは昨年3月、ソウル中央地方法院にCJ第一製糖のジェネリックに対する販売差止仮処分申立を提起した。

韓国ファイザーの関係者は、「特許庁が認めたりリカの用途特許の妥当性と有効性を再度認定した特許審判院の合理的な決定を尊重する」と述べた。

双竜マテリアル、日本の競争会社との特許紛争で勝訴

双竜マテリアルは10月14日、日本のTDKと繰り広げてきた7年間の特許紛争で勝訴したことを明らかにした。双竜マテリアルによると、TDKとの自動車モーター用高性能フェライト磁石の製造に関する特許を対象にした特許紛争で、10月11日ヨーロッパ特許庁はTDKの特許出願を棄却するという最終判決を下した。

双竜マテリアルとTDKは、スタートモーター、ウィンドウリフト、ウィンドウブラシ等、自動車内部のモーターに使用される高性能フェライト磁石の分野を導いている代表的な競争メーカーである。ところが、TDKが1998年ヨーロッパ特許庁に高性能フェライト磁石の製造に関する特許を申請したことにより、良きライバル関係が壊れた。両社の製品は、材質と性能がほぼ類似している水準であって、TDKが特許を占有してしまうと、双竜マテリアルの磁石製品は生産ができなくなってしまうからである。

そのため、双竜マテリアルは2005年にTDKが申請した特許に新規性と進歩性が欠如しているとして異議を提起し、7年間の紛争の末に、最終的にヨーロッパ特許庁でTDKの特許出願に対する棄却の判定を受けた。

同社の関係者は、「特許紛争による不確実性が完全に除去されたことによって、ヨーロッパ市場を守ることができただけでなく、新規市場の開拓にも力を入れることができるようになった」と述べた。双竜マテリアルは、ドイツのボッシュ等自動車部品のメーカーや、サムスン、LG等家電製品のメーカーに高性能フェライト磁石を供給している。

出願動向

微生物燃料電池の特許出願急増

微生物燃料電池分野の特許出願が急増する傾向にある。特許庁によると、韓・米・日・欧州等主要国の微生物燃料電池分野に対する特許出願は2005年まで57件に過ぎなかったが、2006年以降343件と大きく増えている。微生物燃料電池(MFC)は、生ごみや廃水のような有機性汚染物質を燃料に使用して汚染物質を処理するため、低コストで環境に優しい。酵素触媒反応燃料電池の特許出願も増えており、2004年までの47件から、2005年以降は135件に増加した。

国家別の微生物燃料電池分野の特許出願は米国が210件と最も多い。韓国は82件で、ヨーロッパ(29件)、日本(21件)

の前を走っている。韓国は、微生物燃料電池技術の実用化の障害となっている単位出力を向上させるモジュール化技術等、構造体に関する出願が多い。酵素触媒反応燃料電池の分野では、日本が82件と抜きん出ており、米国(66件)と韓国(26件)がその後が続いている。

生物燃料電池分野は、特定の国家が絶対的な技術の優位性を確保していない研究開発の初期段階である。韓国が先に投資に乗り出せば、世界市場の主導が期待できる。特許庁環境エネルギー審査課のパク・ギルチェ課長は、「生物燃料電池は、映画のシナリオでなく、現実の産業として浮かび上がってきている」とし、「未来の主力技術とするために、ロボット技術、薬物伝達装置技術等との融合研究で応用分野を占め、技術戦争の時代に備えて、特許を確保する必要がある」と強調した。

ウェアラブルコンピュータの特許出願動向

ウェアラブルコンピュータは次世代のコンピュータ産業の中核であって、多様な産業分野の統合を主導し、伝統産業にITを結合して、高付加価値を創出する新成長事業の分野に浮上している。

ウェアラブルコンピュータは、身体や衣服に着用できるように作られたコンピュータを言う。使用者が移動しながらも自由自在にコンピュータを使用できるように小型化または軽量化したことが特徴である。走行距離や消費したカロリーを自動的に記録するスポーツシューズやスポーツウェア、マイクやカメラを内蔵したメガネ等は、日常でも容易に接することができる。

今年グーグルが公開した「Project Glass」は、音声命令を通じて写真を撮ったりメッセージを送り、グーグルマップを使用したり電話をかけることも可能であり、これもウェアラブルコンピュータの一種である。

特許庁によると、ウェアラブルコンピュータに関する特許出願は2006年以降持続的に増加していることが分かった。

年度別では、2006年の122件から2010年は165件に増加したが、2011年は100件と足踏みをしている。

出願人別では、大学/研究所43%、大企業18%、中小企業13%、個人8%の順となり、外国人は18%程度で、主に内国人の出願が多い。ウェアラブルコンピュータに関する技術を細かく見ると、身体着用部位別プラットフォーム、スマート衣服、着用型入出力装置、HMD(Head Mounted Display)、フレキシブルディスプレイ、五感情報処理技術、ユーザーインターフェース、人体通信、短距離無線接続技術等が多数出願されている。

市場調査機関であるIMSリサーチの報告書では、世界のウェアラブルコンピュータの市場規模が2016年は60億ドル以上に達することを予想している。

スマートフォンの大衆化と各種ハードウェア機器の小型化のトレンドに乗って、スマート機器は、今後ウェアラブルコンピュータの形に進化することが予想され、ウェアラブルコンピュータで伝達できる多様なマルチメディア情報は、利便性を追求し、リアルタイムの情報伝達に慣れている現代人のニーズに合うため、今後、関連の特許出願も増加し続けるであろうと予想される。

電子・半導体

XL、医療用固定陽極X線管の特許出願

X線管のメーカーXLは、最近「医療用固定陽極X線管とこれを装着することができる固定陽極X線管モノタンク」に関する特許を出願したことを明らかにした。

X線管は速い速度で運動する電子線を作製した後、物質とぶつかってX線を放出するようにした機構である。医療診断と応用システムの性能を決定する中核の部分であって、非破壊検査、環境分析、半導体工程等、精密な技術を要求する診断装置、研究分析装置等に使用される。

一般的にX線管は真空状態に応じて性能及び被爆線量、映像の質が変わる。XL社は、「特許出願した医療用固定陽極X線管は、真空容器が10-9torrで、粒子間の衝突を避けられる超高真空状態を維持し続けると共に、複数のX線管を用いて真空排気(気体を検出してこれを排除)できるようにした点が特徴である」と説明した。

これと共に、X線管内の非拡散ゲッターが定格電力(駆動するための力)を直ちに発生するとき、フィラメントで発生するガスと残留ガスとが結合しても、安定して性能及び機能が維持できるようにする。また、質量分析器を用いて、真空の質と密接な関連がある総圧力と残留ガスの気体の種類及びその構成比を測定することができ、酸素(O₂)の圧力まで分かり、真空工程を定量化させた。

X線照射期間に設定値が変わるとき、調整量が安定値に達する時間内の上昇時間と下降時間を減少させてX線質を向上させ、撮影時間を短縮させて、被爆線量を30%減らすことができる反面、X線管の寿命を延長させることができる。

これと共に特許出願した固定陽極X線管モノタンクは、熱放出の効率を高めるために、XLで開発したX線発生装置用ケースである。

モノタンク内にX線管と高電圧発生装置が共に装着され、高電圧のケーブルが必要でないため、X線発生部の構造が単純になり、装備の運用に便利であるだけでなく、電力損失と作動遅延による問題点を解決し、X線の質を向上させた。

パク・レジュン代表は、「今回特許出願した固定陽極X線管とモノタンクの優れた技術力を通じ、医療治療及び診断装置、顕微鏡をはじめとした研究分析装置等、医療用精密機器の分野で活用できると思われる」とし、「デジタルディテクター(Digital Detector)普及の一般化による解像度向上に添ったX線管及びモノタンクタイプを開発するために、努力し続けるつもりである」と述べた。

性能が100倍向上した フレキシブルディスプレイ素子の開発

韓国の研究チームがフレキシブルディスプレイの中核的部品の工程を簡素化する方法を開発した。

HANBAT大学のノ・ヨンヨン教授が主導し、ノースウェスタン大学のペク・カンジュン博士(第1著者)、光州科学技術院、韓国電子通信研究院が共同で参加した研究チームは、N型とP型の特性をすべて有する両親媒性半導体を制御することができる高分子物質(VDF-TrFE)と一般の絶縁体材料とを混合し、電子回路のゲート絶縁膜を形成する柔軟電子回路を具現した。

両親媒性半導体は、半導体特性を有する有機高分子材料中に電子と正孔を1つの物質が同時に伝達できる高分子を意味する。既存の有機半導体高分子は、一般的に1つの物質が電子あるいは正孔のうちのみ伝達が可能であり、N型またはP型の特性を有することになる。

フレキシブル電子素子は、曲がるディスプレイやウェアラブルコンピュータ等次世代電子製品に活用できる中核的部品であって、最近関心が集まっている分野である。

フレキシブル電子素子の製作工程は、半導体・絶縁体・伝導体等の材料を順に印刷する工程を経ることになる。既存の工程は優れた性能を具現するためには、複雑で高い解像度の印刷及びコーティングの過程を経なければならないというデメリットがあった。

最近ではパターニング工程なしで電子回路を構成するために、P型半導体及びN型半導体の特性をすべて有する高分子化合物を活用した両親媒性半導体が代案として注目されている。

しかし、両親媒性半導体を活用する場合には、素子で信号を伝達する電子と正孔の移動度が不均一であり、同一の性能を示さないというデメリットがあった。

ノ・ヨンヨン教授の研究チームは、フッ素が多く置換された高分子物質P(VDF-TrFE)と一般的な炭素と水素とからなる

高分子絶縁体とを特定の比率で混合して絶縁膜を形成し、高い正孔移動度と低い駆動電圧を有するフレキシブル電子回路の製作に成功した。

今回開発した絶縁体を用いる場合、複雑で高価な装置が要求される多数のパターニング工程が必要ない。たった一回のコーティング工程を通じて回路を製作することができ、素子の性能が最高100倍程度向上し、駆動電圧も5V以内に具現できる。

ノ・ヨンヨン教授は、「今回の研究はフレキシブル電子素子の生産における複雑な工程の困難性と高コストの問題を根本的に解決したものである」とし、「今後の印刷電子素子の大量生産に新たな可能性を開いた」と述べた。

今回の研究は、教育科学技術部のグローバルフロンティア事業である「ソフトエレクトロニクス研究団」とサムスンディスプレイの支援を受けた。また、研究結果は、材料分野の学術誌である「アドバンスドマテリアルズ」の10月23日付内部表紙論文に載せ、関連技術はサムスンディスプレイと共同で国内外に特許出願した。

化学・金属・生命工学

特許庁、世界で初めて特許生物資源の データベースを構築

特許庁は10月25日、名古屋議定書の発効に備え、世界で初めて特許生物資源のデータベースを構築したことを明らかにした。

名古屋議定書は、他国の生物資源を用いる場合、経済的補償を義務化した国際条約であって、2010年10月に日本の名古屋で妥結し、発効を目前に控えている。議定書が発効すると、生物資源を保有した国家から取得及び使用に対する事前承認を受けなければならない、その生物資源を用いることで発生する利益を相互合意した条件によって分配しなければならない。

特許庁は、3月から生物資源の特許情報分析及び活用案に関する研究を始め、最近、特許生物資源のデータベース資料の構築を完了した。

特許庁が構築したデータベースは、最近2年半の間に公開された特許のうち、植物、微生物、動物、ウイルス、昆虫等の生命資源に関する7,973件の特許を抜き出し、その内容を分析、加工したものである。

今回のデータベースは、生物資源の具体的な種類や、これらの用途、入手経路、関連特許の内容等が含まれており、生物資源の原産地も把握して収録した。

分析の結果、特許生物資源の80%が医薬品、食品、化粧品に使用されていることが分かった。最も多く使用されている生物資源は植物(69%)と微生物(24%)であり、動物、ウイルス、昆虫等の場合は、活用の件数が低いことが把握された。

生物資源を用いた特許のうち、外国人による特許は821件と約10%を占めている。

特許庁は、各種分析の結果を含む今回のデータベースの整備作業を経て、来年初めに試験的に提供する予定である。

**韓国における知的財産問題でお悩みですか
新しい選択、HA & HAにお任せ下さい。**

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr